

[申込みにあたっての注意及び申込み方法等：全申込者共通編]

1 申込みの制限

- (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、申込みをすることができません。
- ア 申込時点で確定している決算がない法人
 - イ 申込日の属する年の1月1日以降に創業した個人
 - ウ 法人の場合は、審査対象事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を完納していない者
 - エ 次の各号のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (イ) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (注) 任意的整理（銀行取引停止等）・法的整理（会社更生・民事再生手続等）に入っている経営状態（＝経営存続が困難、経営が危機的状态その他それに準ずる経営悪化の状態）を含む。
 - (ウ) 暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずるために、次の①から④に掲げる者
 - ① 指定暴力団員
 - ② 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ③ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - ④ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）
 - (エ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (オ) 禁固以上の刑に該当する犯罪により、公判に付せられ、判決確定に至るまでの者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する者を代表者とする者又は契約の締結若しくは履行に関し代理人として使用する者
- (2) 次のいずれかに該当する場合は競争入札に参加することができません。
- 一般競争入札に参加しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 契約の適正な履行を確保するため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - ク 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
 - ケ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

- コ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力又は関与しているとき。
- サ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している時。
- シ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしたとき。

2 申込書類の作成

- (1) 申込書類の記入に際しては、当法人のホームページからダウンロードした指定様式に記入し提出してください。

公益財団法人 特別区協議会ホームページ（特別区協議会の契約情報）
<https://www.tokyo-23city.or.jp/somu/shokai/keiyaku/koji.html>

- (2) 使用する言語は、原則日本語に限ります。（添付書類が外国語の場合は翻訳が必要）
 (3) 申込書類は、特に指定がない限り、審査基準日現在で記入してください。

審査基準日

- (1) 経審を必要とする業種の申請する者
 申請時において有効な経審の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）とする。
 (2) 経審を必要としない業種のみ申請する者
 申請時直近の決算手続が終了している決算日とする。

- (4) 提出する証明書は、概ね3か月以内に発行された原本とします。
 (5) 資格有効期間内に、1の（1）規定に該当することとなった者については、競争入札参加資格を取り消すものとします。また、競争入札参加資格を有する者が、資格有効期間内に各業種に申請を行うために必要な条件を満たさない状態になったときは、当該業種の競争入札参加資格を取り消すことがあります。
 (6) 申込書及び添付書類等に、虚偽の記載等が判明した場合には、競争入札参加資格の認定を取り消すことがあります。
 (7) 法令等により許可・資格・届出等が義務付けられているものについては、当然にその許可等を有しているものとします。
 ア 許可等については、個別の入札案件発注の際に「〇〇の資格を所持していること」など条件提示します。入札指名等の際に許可証や証明書の提示を求めることがありますので、更新等の手続きは必ずしておいてください。
 イ 落札後に契約履行に必要な許可等のないことが判明した場合は、「入札参加禁止」等の指名制限措置を受けることがあります。
 ウ 許可を要件とする営業種目の許可が取消された場合、申請時に許可を有している営業種目について、速やかに、該当営業種目の取消申請を行ってください。
 (8) 暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずるために、警視庁等捜査機関へ情報を提供、又は照会等に使用することがあります。
 (9) 申込書類に虚偽・重大な誤り等により当法人に不利益・損害等を与えたときは、当法人への損害補償、本資格の取消等となることがあります。

3 申込方法【重要】

<流れ> ①当法人等ホームページからの書類のダウンロード・記入及び必要書類準備
 → ②郵送 → ③審査（事後）→ ④通知（登録または登録不可通知）

- (1) 原則郵送による申込みとなります。

- (2) 窓口に持参されても受取のみで、当日に審査は行いません。(すべて事後審査)
- (3) 受付期間
次の期間内に到着するように郵送してください。(最終日の消印有効)

令和6年10月15日(火)から令和6年12月20日(金)まで

- (4) 審査
審査は、原則として受付期間終了後に行います。
- (5) 郵送事故・期間錯誤等による未登録の責任は、当法人では一切負いません。審査結果通知は、審査終了後、令和7年1月31日までに発送する予定ですので、申込みをしたにもかかわらず、通知等がない場合は、その時点でご連絡ください。なお、審査結果通知は、すべて郵送となりますので、

必ず返信用封筒(宛先記入・切手貼付)を入れてください。

※返信用封筒は角2サイズ(審査受付完了後の[受付票]を送付)で、宛先を記入し、180円切手の貼付をお願いします。

※郵送にて所在地確認を行うため、原則、審査結果通知は、窓口ではお渡しできません。

- (6) 書類審査により、不備のあるものについては、不備の事項を通知し、追加処理をお願いすることになります。審査結果通知は、返信用封筒で受付票を返送しますので、それをもって審査受付の完了通知を兼ねることとします。なお、資格のない申込者または資格に不十分な申込者に対しては、受付できない旨の通知をします。
- (7) 再審査期間
書類不備による再審査期間は、別途再審査となった対象者のみにお知らせします。
指定の期間内に、正当な理由なく再審査手続きを行わない申込者は、受付そのものを無効にすることがありますので、不備のあった場合、迅速に処理を行ってください。

- (8) 連絡先
公益財団法人特別区協議会 総務部総務課総務係(契約担当)
[書類郵送先]
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館18階
[電話番号]
03-5210-9916・9926